

☆京都ウエストワイズメンズクラブ細則

細 則

(2025 年 2 月 13 日改正)

第 1 章 総 則

第 1 条(組織及び運営)

当クラブの組織及び運営については、会則のほか、この細則の定めるところによる。

第 2 章 会員の入会

第 2 条(会員候補者)

当クラブに入会を希望する者は、会員の紹介により例会にゲストとして出席し、会員 1 名以上による推薦を得て会員候補者となる。

第 3 条(会員の推薦)

会員候補者は、推薦書兼登録書に所定の事項を記載し、推薦者の署名を添えて、EMC 事業委員長に提出する。

第 4 条(審査及びオリエンテーション)

- 1 会員候補者は、役員会の書面審査を受け、例会又は本細則第 21 条第 2 項第 4 号に掲げる会合又は行事に 3 回以上出席し、かつオリエンテーションを受講するものとする。
- 2 オリエンテーションに関しては、別に定める。

【第 2 項 別の定め】オリエンテーション・マニュアル

第 5 条(入会の諾否)

役員会は、前第 3 条及び第 4 条の経た会員候補者の入会の諾否を内定する。

第 6 条(入会式)

- 1 会長は、入会内定者を入会式に出席させ、ワイズメンズクラブ会則の目的達成に協力する旨の決意表明を受理した後、ワイズメンズクラブ国際バッジを授与して、正式に入会を認める。
- 2 入会式の式次第、準備品、立会人及び推薦者のフォロー責任などについては、別に定める。

【第 2 項 別の定め】入会式マニュアル

第 3 章 例 会

第 7 条(例会)

- 1 例会は、原則として毎月 2 回、第 2・第 4 木曜日の午後 7 時から開始し、午後 9 時に終わるものとする。例会の集合時間は、午後 6 時 45 分とする。
- 2 臨時例会は、会長が召集し、全会員に通知して開かれる。

第 8 条(例会の運営)

例会の運営は、役員会の指示に基づき、ドライバー委員会の責任により行う。

第 9 条(ニコニコボックス)

例会にニコニコボックスを設けて、その献金を収入に充当し、これを有効に活用する。
その使途については、役員会が決定する。

第 4 章 役員の選任

第 10 条(役員選任方法)

- 1 次々期会長の選任にあたっては、会長が委員長となり、直前三代会長経験者及び次期会長並びに現三役をもって選考委員会を構成し、その推薦者を役員会の同意を得て、次々期会長候補者とする。
- 2 次期副会長、書記、会計及び各事業委員長は、次期会長候補者が、三役会の助言と役員会の同意を得て、各候補者を決定する。
- 3 上記の役員候補者は、次の総会の承認を得て役員となる。
 - (1) 次々期会長及び次期三役は、1 月定時総会
 - (2) 次期事業委員長は、3 月定時総会
- 4 役員に欠員を生じたときは、三役会により速やかに補充し、役員会の承認を得て行う。
補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 5 章 役員の任務

第 11 条(会長の任務)

- 1 会長は、当クラブの代表としてなすべき全ての任務を行う。
- 2 会長は、西日本区代議員としてその役割を果たす。

第 12 条(副会長の任務)

- 1 副会長は、会長を補佐し、会長の委任を受けて会長を代理し、会長に事故あるときは、会長の任務を代行する。

- 2 会長が、副会長に委員会等の担当を指定したときは、副会長はその委員長に対し会務の執行について助言することができる。

第 13 条(書記の任務)

書記は、次の職務を行う。

- (1) 総会、役員会、その他会合の記録
- (2) 通信事務
- (3) 例会出席の正確な記録
- (4) 他クラブ、所属部、西日本区及び国際協会との連絡及び報告
- (5) 会報及び写真等の保管

- 2 会長は、前項に定める職務の一部を、副会長その他の役員に担わせることができる。

第 14 条(会計の任務)

会計は、次の職務を行う。

- (1) 金銭の出納
- (2) 資金の保管
- (3) 予算の編成
- (4) 会計報告書の作成及び報告

【クラブ会計職務指針】

第 15 条(直前会長の任務)

直前会長は、会務の引継ぎのほか、新会長に対して会長として体得したことの全てを十分に進言し、助言し、会計監査の職務を行う。

第 15 条の 2 (幹事の任務)

幹事は、会長の特命事項を遂行し、処理する。

第 16 条(事業委員長の任務)

事業委員長は、各事業委員会を把握し、本会の事業の適切な運営に寄与する。

第 16 条の 2 (メネット連絡員の任務)

メネット連絡員は、西日本区ワイズメネット委員会の助言のもとに、国際協会・西日本区・京都部などからの自クラブメネットへの必要な情報伝達を行う。

第 16 条の 3 (役員の業務引継)

役員・委員長は、各事業年度にわたって職務記録及び業務引継書を作成する等により、

後任者との間において円滑な業務引継ぎを行うものとする。

第 17 条(担当主事の任務)

担当主事は、当クラブの各種会合に参加協力し、また Y M C A の諸活動を会員に周知徹底させ、Y ' s と Y M C A の関係をより良きものとするよう努める。

第 6 章 事業委員会

第 18 条（事業委員会の設置）

1 当クラブの事業を円滑に進めるために、次の各事業委員会を設ける。

- (1) Y M C A サービス・ユース事業委員会
- (2) 地域奉仕・環境事業委員会
- (3) E M C 事業委員会
- (4) ファンド事業委員会
- (5) 国際・交流事業委員会
- (6) ブリテン・広報事業委員会
- (7) ドライバー事業委員会

第 18 条の 2（Y M C A サービス・ユース事業委員会）

Y M C A サービス・ユース事業委員会は、西日本区 Y M C A サービス・ユース事業主任の助言のもとに、Y M C A のすべての委員会及び主事と協力し、Y M C A の活動を支援するとともに、Y M C A service（Y M C A への奉仕事業）、A S F（アレキサンダー奨学資金）及び Y I A（若者の参画・活動）の目的達成のために協力する。

第 18 条の 3（地域奉仕・環境事業委員会）

- 1 地域奉仕・環境事業委員会は、西日本区地域奉仕・環境事業主任の助言のもとに、国内・国外を問わず、C S（地域社会奉仕）、T O F（タイム・オブ・ファスト＝断食の時）及び F F（ファミリー・ファスト）を推進する。
- 2 地域奉仕・環境事業委員会は、会員が、地球社会環境の保全についてつねに関心をもちつつ、その改善のための自己啓発推進策を企画実行する。

第 18 条の 4（E M C 事業委員会）

E M C 事業委員会は、西日本区 E M C 事業主任の助言のもとに、クラブ拡張、発展、会員増強、会員意識の高揚、クラブ維持、存続についての研究及び活動を行う。

第 18 条の 5（ファンド事業委員会）

- 1 ファンド事業委員会は、西日本区国際・交流事業主任の助言のもとに、B F（ビルデ

ィングフェロー資金)、EF (エンダウメントファンド・信託資金)、JWF (西日本ワイズ基金) の目的達成のために協力する。

- 2 ファンド事業委員会は、当クラブが、独自に奉仕活動に必要な資金の調達に関しての工夫と活動を行って得た資金を別に定めるところにより、当クラブ及びYMCA並びに地域社会への奉仕活動資金として活用する。
- 3 ファンド事業委員会は、ファンド事業ごとの収支計算を明確にするものとする。

【第2項 別の定め】

ファンド資金管理規程

会則第27条、 細則第23条・第24条など

第18条の6 (国際・交流事業委員会)

国際・交流事業委員会は、西日本区国際・交流事業主任の助言のもとに、IBC (国際兄弟クラブ)、DBC (国内兄弟クラブ) の交流事業及びigo (世界に手をのばすためのインターン事業)、STEP (ユース短期交流事業) の計画をたて、友好を増進し、国際的協力を図るプログラムを遂行する。

第18条の7 (ブリテン・広報事業委員会)

- 1 ブリテン・広報事業委員会は、西日本区広報情報委員会の助言のもとに、ワイズメンズクラブとYMCAの活動状況を的確にとらえ、会員相互の親睦に寄与する記事を編集し、毎月1回会報として発行するほか、ワイズ運動をメディアを通して、広く社会にPRする。
- 2 ブリテン・広報事業委員会は、自クラブブリテンの西日本区・京都部・DBC 関係への配信及びホームページの更新等の広報を担当する。

第18条の8 (ドライバー事業委員会)

- 1 ドライバー事業委員会は、例会及びその他の会合において種々の計画やアイデアにより、その会を盛り上げ、会員間の親睦を図り、また、参加会員の自己啓発を推進する。
- 2 ドライバー事業委員会は、会場内のテーブル、椅子の配置、クラブバナー、万国旗、ランチョンベル、その他会場の設営を行い、備品の管理を行う。
- 3 ドライバー事業委員会は、クラブ資金の調達のための工夫と活動を行い、献金を促す。

第18条の9 (特別事業委員会又はPT)

当クラブの運営上、特に必要と認められる場合は、役員会の決定により、特別事業委員会又はPTを設けることができる。

第19条 (委員会の所属)

全ての会員は、いずれかの事業委員会に所属するものとし、その配属は、各事業委員

長の意見を聴いて、役員会が決定する。

第 7 章 自 省

第 20 条(会員の自省)

会員は、クラブ意識の低下として察せられるような次の場合には自ら省みるチャンスと判断し、自主的に自らに制裁を加える精神でニコニコボックスに献金するか、若しくは身体を使い奉仕することにより、反省の色を態度で示すものとする。

- (1) 会合に無断欠席した場合
- (2) 例会、特別例会の際にバッチを忘れた場合
- (3) 会合に遅刻した場合
- (4) 提出を求められた書類を期限内に出さなかった場合
- (5) 連絡を怠って、当クラブに迷惑をかけた場合
- (6) その他会員の自主的な判断に基づき、他人に迷惑をかけたと思う場合

第 8 章 出席の奨励

第 21 条(出席率の算定及び公表)

- 1 出席率は、例会又は特別例会に出席した会員数を広義会員、功労会員及び特別メネットを除いた会員数で除し、小数点以下第2位を四捨五入した百分比(%)で表わす。
- 2 次のメーキャップ(Make-up)等による場合も出席として取り扱う。
 - (1) 西日本区大会、部会、部評議会、クラブ役員会に出席した場合
 - (2) 内外他クラブの例会に出席したことが届出された場合
 - (3) 国際大会その他ワイズメンの国際的会合又はYMCAの国際的会合に出席のため、例会日に不在の場合
 - (4) 役員会の承認を得たクラブ又はYMCAの公式行事に出席した場合
 - (5) 1ヶ月を超える長期の傷病、海外出張等の理由により、例会欠席理由が届けられ、役員会に於いて正当な理由があると認められた場合
- 3 当クラブは、会員の例会出席を奨励するため、ブリテン誌上に年1回、原則として7月号において会員個々の出席率を掲載する。

第 9 章 表 彰

第 22 条(賞状)

- 1 例会その他の会合、行事への出席、新会員の獲得、BFポイントの達成など積極的に活動し、当クラブの発展に寄与したと認められる会員(三役を除く。)又はメネットに対し、毎年度末に賞状を授与し表彰する。

- 2 表彰の種類及び被表彰者の人数は、正副会長において決定する。
- 3 被表彰者の選出にあたっては、書記、会計及び各事業委員長の推薦を基礎資料とする。

第 10 章 旅費等の支給

第 23 条(旅費等の補助支給)

当クラブの運営にあたって、一部の会員に対する過度の経済的負担又は奉仕への依存を避けるため、次の場合は予算の範囲内において、役員会の決定により、旅費、ガソリン代、食事代などの実費（以下、旅費等という）の全部又は一部を補助支給することができる。

- (1) 国際大会、アジア大会等国外のクラブ行事に参加する場合
- (2) 当クラブの活動上の必要により国外に赴く場合
- (3) 当クラブより派遣されて他クラブの行事に参加、出席する場合
- (4) 他クラブからのゲストを接待する場合で、その必要を認めたとき
- (5) 西日本区大会、部会等に参加する場合で、その必要を認めたとき
- (6) 当クラブ又は他クラブ行事に参加するために自動車を提供、運転して会員を同乗させ、引率した場合
- (7) 当クラブのメネット・コメットが上記行事に参加する場合で、その必要を認めたとき

第 24 条(補助支給の決定)

- 1 旅費等の補助支給の可否及び配分額は、その都度役員会の承認により決定する。
- 2 緊急やむを得ないとき、会長は、副会長又は会計の意見を聞いて、旅費等を仮払いすることができる。ただし、この場合、会長は、事後速やかに役員会において、その承認を得なければならない。

第 11 章 慶 弔

第 25 条(慶弔基準)

次の場合には、それぞれの欄に掲げる金額（第 8 号の場合は、その都度定める金額）を基準として、慶弔の意を表すものとする。

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 会員の結婚 | 30,000円 |
| (2) 会員の子供の誕生 | 10,000円 |
| (3) 会員の子供の結婚 | 10,000円 |
| (4) 会員の死亡 | 30,000円 |
| (5) 会員の配偶者の死亡 | 10,000円 |
| (6) 会員の父母、子供の死亡 | 10,000円 |

- (7) 会員の長期の疾病、不慮の災害の場合 10,000円
(8) その他役員会において必要適当と認めた場合 その都度定める金額

第 26 条(慶弔の方法)

- 1 慶弔の方法は、前条の金額の範囲内で会長が、当該会員、遺族の意を徴し、役員と協議して決定する。ただし、前条第7号及び第8号の場合は、予め役員会の承認を要する。
- 2 慶弔を受けた会員は、返礼を要しない。

第 12 章 細則の改正

第 27 条(細則の改正)

この細則の改正は、総会の決議により行う。

付 記

1987 年 1 月 22 日 第 2 5 条一部改訂

1988 年 4 月 28 日 第 2 条 3 項一部改正、第 2 1 条旧第 5 . 6 項削除、同条第 4 項二)、
ホ)、ヘ) 追加

付 則 この細則は 2004 年 7 月 1 日から発効する。

この細則の改定は 2007 年 4 月 21 日から発効する。

(第 21 条第 2 号 出席率算定法 一部追加)

この細則の改定は 2008 年 11 月 17 日から発効する。

(第 4 条 入会審査要件 一部削除)

附 則 この会則の改定は、2014 年 2 月 1 日から適用する。

(全面改定)

附 則

この会則の改正は、2025 年 7 月 1 日から施行する。 (一部改正)